

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則  
の一部を改正する命令

目次

本則

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年  
内閣府、総務省、  
財務省、厚生労働省、  
経済産業省、国土交通省

法務省、  
農林水産省、令第一号）

附則



金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年  
内閣府、厚生労働省、  
 財務省、農林水産省、  
 国土交通省、  
 経済産業省、

改正案	現行
<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第三条第一項第三号又は第四号に掲げる取引のうち、顧客分別金信託（<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第四十三</u>条の二第二項の規定による信託をいう。）の取引の開始又は受益者の指定</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 令第三条第一項第九号に規定する契約の締結のうち、<u>金融商品取引法</u>第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第二条第二十三項に規定する外国市場<u>デリバティブ取引を行う外国</u>（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うものの</p>	<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第三条第一項第三号又は第四号に掲げる取引のうち、顧客分別金信託（<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第四十七</u>条第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十七年政令第四百八十号）<u>第十五条</u>第二項の規定による信託をいう。）の取引の開始又は受益者の指定</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 令第三条第一項第九号に規定する契約の締結のうち、<u>証券取引法</u>第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場若しくは同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の有価証券市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うものの締結</p>

締結

五 令第三条第一項第九号又は第十一号に規定する契約のうち、金融機関等（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるものの締結

六 令第三条第一項第十四号に規定する契約のうち、次に掲げるものの締結

イ）二（略）

七 令第三条第一項第十六号に掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ（略）

八 令第三条第一項第十六号の現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものうち、顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいう。次号及び第十号において同じ。）の預金若しくは貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

九 令第三条第一項第一号、第九号、第十一号、第十四号及び第二十五号から第二十五号までに掲げる取引のうち、特定通信手段（金融機関等及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国金融機関等」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等

五 令第三条第一項第九号又は第十号に規定する契約のうち、金融機関等（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるものの締結

六 令第三条第一項第十八号に規定する契約のうち、次に掲げるものの締結

イ）二（略）

七 令第三条第一項第二十一号に掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ（略）

八 令第三条第一項第二十一号の現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものうち、顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいう。次号及び第十号において同じ。）の預金若しくは貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

九 令第三条第一項第一号、第九号、第十号、第十八号及び第二十五号から第三十号までに掲げる取引のうち、特定通信手段（金融機関等及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国金融機関等」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等

を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。) を利用する金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの(外国金融機関等との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。)

十 令第三条第一項第一号から第二十五号までに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

(本人確認方法)

第三条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等(法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)(又は代表者等(法第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。))の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか

イ〜チ (略)

リ 令第三条第一項第三号から第十五号までに掲げる取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該預金又は貯金口座が開設されている金融機関等(以下この号において「取扱い金融機関等」という。)(が当該預金又は貯金口座に係る令第三条第一項第一号に

特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。) を利用する金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの(外国金融機関等との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。)

十 令第三条第一項第一号から第三十号までに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

(本人確認方法)

第三条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等(法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)(又は代表者等(法第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。))の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか

イ〜チ (略)

リ 令第三条第一項第三号から第二十号までに掲げる取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該預金又は貯金口座が開設されている金融機関等(以下この号において「取扱い金融機関等」という。)(が当該預金又は貯金口座に係る令第三条第一項第一号に

規定する契約を締結する際に当該顧客等又は代表者等の本人確認（法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。）を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録（法第四条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存していることを確認する方法（あらかじめ、取扱い金融機関等との間で、自己のために本人確認を行うことに関する合意をして

二（略）

2）5（略）

（国等に準ずる者）

第六条 令第四条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一〇九（略）

十 令第三条第一項第十四号に規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者  
十一 有価証券の売買を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社

（本人確認記録の保存期間）

第九条（略）

2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

規定する契約を締結する際に当該顧客等又は代表者等の本人確認（法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。）を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録（法第四条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存していることを確認する方法（あらかじめ、取扱い金融機関等との間で、自己のために本人確認を行うことに関する合意をして

二（略）

2）5（略）

（国等に準ずる者）

第六条 令第四条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一〇九（略）

十 令第三条第一項第十八号に規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者  
十一 外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の有価証券市場に上場又は登録している会社

（本人確認記録の保存期間）

第九条（略）

2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第三条第一項第一号から第六号まで、第八号から第十号まで、第十一号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、第十三号若しくは第十四号（媒介又は代理を除く。）又は第十八号から第二十五号までに掲げる取引 当該取引に係る契約が終了した日

二 令第三条第一項第七号、第十一号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、第十二号、第十三号若しくは第十四号（媒介又は代理に限る。）、第十五号から第十七号まで、第十六号又は第二十七号に掲げる取引 当該取引が行われた日

3 第一項に規定する「本人確認済み取引に係る取引終了日」とは、令第三条第一項第一号から第二十五号までに掲げる取引であつて本人確認済みの顧客等との取引に該当する取引があつた場合において、前項の規定中「本人確認記録を作成した取引」とあるのを「本人確認済みの顧客等との取引」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

一 令第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、第十二号、第十四号（媒介又は代理を除く。）、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理を除く。）又は第二十三号から第三十号までに掲げる取引 当該取引に係る契約が終了した日

二 令第三条第一項第七号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、第十一号、第十三号、第十四号（媒介又は代理に限る。）、第十五号、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理に限る。）、第十九号から第二十二号まで、第三十一号又は第三十二号に掲げる取引 当該取引が行われた日

3 第一項に規定する「本人確認済み取引に係る取引終了日」とは、令第三条第一項第一号から第三十号までに掲げる取引であつて本人確認済みの顧客等との取引に該当する取引があつた場合において、前項の規定中「本人確認記録を作成した取引」とあるのを「本人確認済みの顧客等との取引」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

## 附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。